



グローバルモビリティ～国内税務～

海外勤務者にかかる税務調査の動向

2021年9月

はじめに

国税庁が公表している「令和元年事務年度（2019年7月～2020年6月）」の税務調査の実地調査件数は緊急事態宣言発令の影響もあり、法人税、所得税で約20%から30%も減少しておりますが、一件当たりの追徴税額は年々増加しており、昨年度は全体で10%程度の増加率となっております。現在も緊急事態宣言が続いておりますが、コロナ禍での税務調査の減少を補うために、今後の税務調査が増加する等の可能性があり、その動向に注視が必要になるものと考えられます。今回は、近年の調査の中で主要な取組みの一つとされている、海外勤務者にかかる調査の動向や今後の対応策について説明してきたいと思います。

1. 税務調査とは

皆さんは税務調査というと映画やドラマのイメージで「国税局の職員がいきなり踏み込んでくる」、「怖い」といったイメージをお持ちの方も多いのではないのでしょうか？

実は税務調査は強制調査と任意調査に大別され、一般の企業が対象となる税務調査は任意調査に分類されます。任意調査の場合は事前に調査に赴く旨の連絡が入るため、突然調査に来られるといったことはありません。ただし、任意とはいつて

も、調査官は納税者に対して質問検査権が認められていますので、納税者がこれを拒否した場合には刑事罰の対象になります。

税務調査の頻度は会社によりまちまちですが、一定規模の法人であれば、3年周期で2カ月程度の税務調査が入るところが多いと思われます。ただし、最近では通常の周期よりも早く税務調査が入る場合には、事前に入手した資料や情報から調査官が何らかの狙いをもって、調査に臨んでいる可能もあることから、調査官が何に重点を置いているかを見極めることが重要になります。

2. 国際税務に関連する税務調査

経済社会のますますの国際化を踏まえて、国税庁レポート 2021 においては、富裕層や国際的な租税回避に対する取組みを積極的に推進する動きを示しており、情報リソースの充実や各国当局との連携を含めたグローバルネットワークの強化を掲げております。

日本と租税条約等が締結されている国においては従来から情報交換がされておりましたが、平成 30 年からは日本でも共通報告基準（CRS）が実施され、非居住者口座の金融口座情報が自動的に交換（情報共有）されることになりました。下記の表にありますように、令和元年事務年度においては受領、提供とも著しく増加しており、今後は CRS による情報や国外送金等調書（国外から受領した送金の金額が 100 万円を超えるものについては、送金等を行った金融機関が税務署に提出するもの）などの分析を踏まえて、調査が行われることとなります。

■ CRS による非居住者の金融口座情報の自動的情報交換件数（国税庁レポート 2021 より）

	受領				提供			
	平成 30 事務年度		令和元事務年度		平成 30 事務年度		令和元事務年度	
	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
アジア・大洋州	11	445,919	12	1,630,421	10	74,770	11	373,870
北米・中南米	15	41,995	19	96,288	9	6,261	11	33,526
欧州・NIS 諸国	40	232,492	41	299,313	35	8,895	38	64,129
中東・アフリカ	8	24,850	11	32,755	4	229	5	2,174
合計	74	744,986	86	2,058,777	58	90,155	65	473,699

なお、CRS 情報の活用により、海外の預金口座の利子の申告漏れや海外不動産の申告漏れが判明するケースが増加しております。

3. 海外勤務者の税務調査のポイント

(1) 法人税

最近の税務調査では海外関係が重点的にチェックされておりますが、その中で海外出向者の給与にかかる較差補填の取扱いについては、必ず確認される事項となっております。較差補填については法人税基本通達 9-2-47 により出向元法人が出向先法人との給与条件の較差を補填するため出向者に対して支給した給与の額（出向先法人を経て支給した金額を含む。）は、当該出向元法人の損金の額に算入するとされておりますが、近年の税務調査においては、この給与条件の較差の補填を表面的に捉えて、損金の額となるものの範囲を狭く解釈される傾向にあります。

あくまでも給与条件の較差補填であり給与そのものの較差だけの補填ではないので、海外子会社との給与条件の違いを明確化し、給与以外の現物給与の明細を調査の時に説明できるように準備することが望まれます。

(2) 源泉所得税

今年に入ってからの源泉税の調査では、コロナによる一時退避者の取扱いについて細かく確認されております。今後の調査においても海外からの一時帰国時の取扱いについて、質問される可能性が非常に高いため、日本への一時帰国対象者の把握や課税の取扱いを整理することをお勧めします。

なお、租税条約の短期滞在者免税を適用する場合の日数については、物理的滞在日数でカウントしますので、日本帰国日も一日で計算する必要があります。

また、最近では海外出向者が日本に本帰国した後に赴任先で発生した個人所得税の支払いの有無についての確認が税務署からの依頼資料に含まれております。

日本から直接海外税金を支払う場合には、源泉税の対象となり、TTB レートにより円貨換算されることとなります（所得税基本通達 213-1）。

なお、帰国後に発生した税金を赴任先で直接支払う場合には、源泉税ではなく確定申告により申告し、納税を行う必要がありますが、その際の外貨の換算レートは所得税基本通達 57 の 3-2 により TTM で計算する必要があるため、源泉税の取扱いと異なることとなります。

(3) 個人所得税

CRS の施行前においては、金融機関が提出する国外送金等調書により個人の海外資産の状況が把握されておりましたが、CRS により非居住者の口座情報が自動交換されるため、海外資産の全体像が把握されやすくなりました。

海外出向者の方は、日本帰国後も現地の口座を残したままにしているケースも見受けられますので、利息が発生し申告が必要なケースがあるかもしれません。個人所得については雇用主の源泉徴収義務は発生しませんが、海外赴任の結果生じた事象ではあるため、どのような場合に確定申告が必要なのかを予め周知し、個人が必要な行動を自発的に取れるように促すことで、納税漏れを回避することができます。

まとめ

本稿では、海外勤務者にかかる税務調査の動向について、近年の国際税務を取り巻く環境も踏まえて見てきました。

海外勤務者を取り巻く税務はますます複雑化する一方で、税務調査は表面的に対応する傾向が強くなっています。

給与にかかる源泉税調査においては従来は現物給与の課税判定の齟齬や扶養控除等申告書の提出漏れなどわかりやすい間違いの指摘が多いのが特徴でしたが、海外取引が加速する中、租税条約と国内法の税務の取扱いを踏まえて源泉税の処理の妥当性の判断が求められる事象がでてきております。

正しく税法を理解し、その根拠となる資料を用意することが税務調査対策の一番のポイントになりますので、この機会に改めて取扱いについて不備がないか見直しされてみてはいかがでしょうか。

※ご参考：過去に発行した関連記事

[グローバルモビリティ～国際税務～税務コンプライアンスリスク：海外赴任者報酬の管理と現地へのタイムリー、かつ、確実な展開](#)

[グローバルモビリティ コストプロジェクション（赴任コストの事前試算）による海外赴任のコスト管理](#)

※過去のニュースレター一覧はこちら [人事・組織 ニュースレター Initiative](#)

国際人事イミグレーション関連記事はこちら [グローバルモビリティニュースレター](#)

デロイト トーマツ税理士法人

グローバル エmployer サービス(GES)



パートナー 川井 久美子

kumiko.kawai@tohmatu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

グローバル エmployer サービス(GES)

email : deloitte.tax.ges@tohmatu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

GES サービス: <http://www.deloitte.com/jp/global-employer>

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を持ち、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（デロイト トーマツ税理士法人を含む）に限りません。以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001